

三次市男女共同参画基本計画(第4次)(案)の主な修正箇所

○パブリック・コメント後の修正箇所

頁	修正前	修正後	理由
表紙	副題の追加	～ <u>一人ひとりがしあわせな社会をめざして</u> ～	審議会、推進員会等での意見を参考に、男女共同参画社会の実現に向けては、男女の格差に加え、多様な性に関する事等も含めて全ての人 がしあわせを感じられる社会の実現にもつながると考え、副題を追加。
1	<p><u>平成27(2015)年</u>12月に、「あらゆる分野における女性の<u>活躍</u>」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱として定められた、「<u>第4次男女共同参画基本計画</u>」が策定されています。</p> <p>(略)</p> <p><u>令和3(2021)年には、「第5次男女共同参画基本計画を策定(予定)し、男女共同参画の形成に向けて施策を総合的かつ計画的に推進しています。</u></p>	<p><u>令和2(2020)年</u>12月に、「あらゆる分野における女性の<u>参画拡大</u>」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱として定められた、「<u>第5次男女共同参画基本計画</u>」を策定し、<u>男女共同参画社会の形成に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>国「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)</p>

1 26 27 34	性的 <u>少数者</u> (LGBT等)	性的 <u>マイノリティ</u> (LGBT等) <u>※</u>	国「第5次男女共同参画基本計画」 (閣議決定)の表現引用 ※用語解説
3	(2)広島県の動き <u>男女がともに</u> 安心して働き活躍できる <u>職場環境の整備</u> , 性別に <u>かかわらない</u> 自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革, 性の多様性の <u>尊重</u> を, 特に注力していく事項・ポイントとしてあげています。	<u>性別に関わらず誰もが</u> 安心して働き活躍できる <u>環境づくり</u> , 性別に <u>関わらない</u> 自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革, 性の多様性の <u>尊重と県民理解の促進</u> を, 特に注力していく事項・ポイントとしてあげています。	県「わたらしい生き方応援プランひろしま」(素案)引用
6	④パブリック・コメント 令和3(2021)年● <u>月</u>	令和3(2021)年 <u>1月</u>	実施月を追加
20	(3)政策・方針決定過程への男女共同参画①審議会等委員への女性の登用推進 <u>R1</u> (現状)30.6%	<u>R2</u> (現状)30.6%	R2.4.1 現在(調査基準日)数値のため。
21	②市役所職員の女性管理職への登用推進 <u>R1</u> (現状)20.9%	<u>R2</u> (現状)20.9%	P10 図表7, P31①審議会等委員への女性の登用推進の指標, P32②管理職への女性の登用推進の指標との整合性を図る。
27	4 SDGsとの関係性		具体的施策に「性の多様性への理解の促進」を追加したため, 関係する目標を追加

28	2 ひとつづくり(1)意識啓発に向けた広報・啓発の推進	<u>②性の多様性への理解の促進</u>	パブリック・コメントを受け, ②を追加
34	(1)意識啓発に向けた広報・啓発の推進	<u>②性の多様性への理解の促進</u> <u>具体的施策</u> <u>○性の多様性への理解の促進に向けた啓発・教育活動</u> <u>○多様な性に配慮した取組の推進</u> <u>担当課</u> <u>定住対策・暮らし支援課</u> <u>学校教育課</u>	パブリック・コメントを受け, ②を追加
34	<u>性的少数者(LGBT等)に対する</u> 偏見等の解消	<u>性的指向※・性自認※を理由とする</u> 偏見等の解消	国, 県の計画の表現を踏まえ, 「性のあり方」に対する表現に変更 ※用語解説
37	①暴力を容認しない社会環境の整備 ○暴力の防止(DV・デートDV※・セクシャルハラスメント※・パワーハラスメント※・マタニティハラスメント※等)に向けた啓発活動の推進	○暴力(DV・デートDV※), <u>各種ハラスメント(セクシャルハラスメント※・パワーハラスメント※・マタニティハラスメント※等)の防止</u> に向けた啓発活動の推進	暴力とハラスメントを分けて表示
43	用語解説	<u>・性自認</u> <u>自分の性をどのように認識しているのか, どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感</u>	用語解説追加

覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。多くの人は、性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致しているが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある(性同一性障害)。

・性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

・性的マイノリティ(LGBT 等)

LGBT とは、「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシャル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。LGBT 以外にも、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいる。

<p>42</p>	<p>・AI</p> <p>Artificial Intelligence の略。<u>知的な機械, 特に知的なコンピュータープログラムを作る科学と技術のこと。</u></p> <p>・家庭児童相談員</p> <p>家庭における<u>児童養育の技術や児童に係る人間関係に関することなど, 家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う。</u></p>	<p>・AI</p> <p>Artificial Intelligence の略。<u>人口知能。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。</u></p> <p>・家庭児童相談員</p> <p>家庭における<u>児童養育の技術に関する相談や児童虐待に関することなど, すべての子どもに関する相談業務を行う。</u></p>	<p>用語解説修正</p>
<p>44</p>	<p>・婦人相談員</p> <p><u>婦人相談所を中心として関係機関と連絡を取り, 要保護女子, DV被害者などの相談及び支援を行う。</u></p> <p>・母子・父子自立支援員</p> <p><u>就業問題なども含め母子家庭・父子家庭などの抱えている問題を把握し, その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど, 父母の自立に向けた総合的支援を行う相談員。</u></p>	<p>・婦人相談員</p> <p><u>女性の相談支援並びに配偶者からの暴力被害女性の相談, 家庭環境等に関する相談及び支援を行う。</u></p> <p>・母子・父子自立支援員</p> <p><u>母子家庭・父子家庭の自立に必要な助言及び情報提供を行うとともに, 求職活動に必要な支援を行う。</u></p>	
<p>61</p>	<p>令和3年</p>	<p><u>1月7日～27日 パブリック・コメント</u></p> <p><u>2月8日 第3回三次市男女共同参画推進委員会(書面)</u></p>	<p>取組状況追加</p>

	その他の修正	<ul style="list-style-type: none">・表などの文字サイズ, レイアウト等の変更・漢字・ひらがな等表記の修正・アンケートの割合の表現の修正・年代・西暦表記の修正・追加・字句等の修正 等	字句等の修正
--	--------	---	--------